

会則

2013/10/1 策定

1. 当会の名称と所在

当会は「津波防災研究協議会」と称する
会の目的から「みやざき災害研究協議会」とも称する。
略称は「防災研」とする。
会の所在は会長の定める場所とする。

2. 目的

災害の研究を通じて地域に貢献する。当面津波を研究対象とするが、災害とその関連事象全般を活動対象とし、適宜成果を公表する。活動は複数にわたり実施する場合もある。

3. 会員と役員

希望するものは会員となることができる。会長1名のほか適宜役員を置くことがある。役員任期は原則定めない。

4. 会計

会の運営費用は原則寄付金などでまかなう。
会計の精算は、毎年4月1日から3月31日までとする。
会計報告は精算後2か月以内に会員に報告する。

5. 会の意思決定

会の意思決定は電子メール交換で会長が決する。

6. 雑則

この会則に定め無き事項は、必要に応じて会員で協議し本会則を修正する。